

納税課からのお知らせ

市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

■ 市税の納期	
市・府民税（普通徴収分）	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税はコンビニでもお支払いができます



市税は、市役所や銀行・金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア

※コンビニでは
○レシに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して出してください。
○納付額が一枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
○バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
○納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いできません。

（コンビニ）で納付する
とができます。
※取り扱いできる金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。



納付書は綴っていません
納付書は綴らずに送付します。
納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。
※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。

便利な

口座振替の利用を
納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。このため各税の納期ごとにお支払いの回数も少なく、納め忘れもありません。

▽申し込み 6月13日（金）まで
▽口座振替の申し込み

をした場合、7月が納期の固定資産税、都市計画税第2期分から振替となります。また、7月14日（月）までに申し込みをした場合、納期が8月の市・府民税第2期分から振替ができます。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関（市外の金融機関には申込書がない場合あり）、または納税課で行うことができます。

※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

預金残高を
ご確認ください

口座振替を利用の場合

は、納税通知書の明細書に、申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法（期別または全期前納）を記載していただきます。振替日までに預金残高をご確認ください。

預金残高不足等で
口座振替
できなかったら

口座振替できなかった納期の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、事業の廃止や休止、失業などにより平成26年度市・府民税を納期内に納めることができない人は、納税通知書が届いてから第一期納期限（6月30日）までに納税課へご相談ください。

※個人市民税の減免申請の期限は、納期限の7日前です。ご注意ください。

※内容により京都府地方税機構でご相談いただく場合があります。

個人市民税の減免

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けることができます。

減免対象となる事由

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合
- ③学生および生徒（前年の合計所得金額が65万円以下）
- ④災害により大きな損害を受けた場合（前年の合計所得金額が1千万円以下）
- ⑤その他特別の事情がある場合

申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。

※前年の所得が基準額を

超える場合や家族に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しいことは、課税課市民税係にお問い合わせください。

各納期限の7日前までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限の7日前までに納税通知書、印かん、事由を証明する書類を持って課税課市民税係へ申請してください。なお、納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免の対象になりませんのでご注意ください。

◆問い合わせ 課税課

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※離職理由コードは、「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

要件となる離職理由と
離職理由コード番号

平成26年度から 個人住民税の均等割税率が 引き上げられます

東日本大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な費用の財源を確保するため、個人住民税の均等割の税率が引き上げられます。

実施期間 平成26年度～平成35年度
引上げ額 年額1000円（市民税500円＋府民税500円）

◆問い合わせ 課税課

区分	平成25年度まで	平成26年度～平成35年度
市民税	3,000円	3,500円
府民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

障がい者の軽自動車税を減免



障がい者本人が所有する自動車や障がい者のために使用する自動車の軽自動車税を減免（障がい者1人につき1台）します。

▽減免の手続き
平成26年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って6月23日（月）までに納税課へ申請してください。

※年度途中の減免や自動車税（普通自動車等）の減免と合わせて受けることはできません。

詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 納税課

申請は
6月23日まで